

# 草津市多文化共生推進プランの策定について

## 1. 目的

日本における在留外国人数は、令和元年6月末時点で約283万人と過去最高となっており、平成20年に起こった世界的な経済危機以降減少に転じた時期はあったものの、平成25年から再び増加に転じ、総人口に占める在留外国人の割合も過去最高を記録しているとともに、多国籍化も進んでいる。また平成31年4月には、新たに外国人材の受入れのための在留資格（「特定技能1号」「特定技能2号」）の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、今後は、少子高齢化による人口減少を背景に、幅広い分野で需要が高まっている外国人労働者の増加が見込まれる。

本市における外国人住民は、昨年末時点で2,950人であり、この3年間で約1.5倍に増加しており、在留資格別では、約3割を占める留学生だけでなく、近年は技能実習生など就労目的での在留や、通訳や語学講師などの国際業務に従事する者が増加しており、本市においても外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられる。これらの現状を踏まえ、今後は外国人住民を地域の一員と捉えて施策を進めていくために、外国人に対する情報発信や生活支援、相互理解を深めるための事業などを体系的に整理した多文化共生推進プランを策定する。

## 2. 策定スケジュール

令和2年4月	庁議・議会報告（方針・スケジュール・概要）
5月	委員調整（公募・委嘱）
10月	庁議・議会報告（中間協議）
11月	庁議・議会報告（パブコメ案）
6月～11月	委員会（諮問 ▶ 検討 ▶ 答申 計4回）
令和3年1月～2月	パブリックコメントの実施
2月、3月	庁議、議会報告、策定

※詳細は、別紙スケジュール表を参照。

## 3. 策定にあたって

- 平成18年3月に総務省が示した「地域における多文化共生推進プランについて」および、令和2年3月に改定された「第2次滋賀県多文化共生推進プラン」の方向性を踏まえて、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」の3つを基本の柱として策定する。
- 計画の策定に当たっては、市内の外国人住民に対する取り組みの現状や課題、市の特性を踏まえた方向性などについて専門的な立場からの助言が必要であることから、学識経験者、関係団体等で構成される草津市多文化共生推進プラン策定委員会を附属機関として設置する。
- 当事者の視点や意見を聴取するため、外国人住民へのヒアリングや意見交換会を実施する。
- 庁内の関係課会議を実施し、横断的な協議・検討を進める。

#### 4. 附属機関の委員構成

学識経験者、国際交流関係者、経済団体関係者、地縁団体から選出された者、学校教育の関係者等（10名以内）

規則における委員資格者	所 属	氏 名
学識経験者	(1名または2名)	
国際交流団体から選出された者	草津市国際交流協会	多文化共生部会から選出
経済団体から選出された者	草津商工会議所	(推薦)
地縁団体から選出された者	玉川または南笠東まちづくり協議会	(推薦)
学校教育の関係者	草津市校長会	(推薦)
その他市長が必要と認める者 (学識経験者の人数により、2名または3名。)	立命館大学 BKC 国際教育センター (留学生対応)	(推薦)
	市民活動団体	(外国人への支援を行っている団体の代表者)
	人権擁護推進協議会	(推薦)
公募委員		(公募) (外国人住民希望)
		(公募)

#### 5. 計画期間

5年間（令和3年から令和7年まで）